

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	観覧料及び特別利用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市博物館条例第7条	
所 管 課	文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課	
審 査 基 準	(1) 天変地変その他入場者に責任がない理由による場合	
標準処理期間	標準処理期間	観覧料 即日 特別利用 10日間
	標準処理期間 を設定できな い理由	